

住宅ローン

令和5年4月3日現在

商品名	無担保住宅ローン
ご利用いただけ る方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢…満20才以上70才未満の方で最終返済時が満80才以下である方 ・勤続…同一勤務先2年以上勤務の方、または同一事業3年以上営業の個人事業主・法人役員の方、あるいは年金受給者の方 ・年収…前年度税込年収が100万円以上、かつ安定継続した収入がある方 ・保証会社の保証を受けられる方（保証会社…（一社）しんきん保証基金） ・団体信用生命保険に加入が認められる方（保険料は当庫負担） ・当庫の会員となる方 <ul style="list-style-type: none"> ①当庫の地区内（愛知県西尾市、碧南市、額田郡幸田町、安城市、蒲郡市、刈谷市、高浜市、知立市、名古屋市緑区、南区、瑞穂区、昭和区、天白区、千種区、名東区、港区、熱田区、東区、中区、中川区、大府市、東海市、豊田市（旧西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡旭町・足助町・下山村・稻武町は除く）、岡崎市、豊明市、みよし市、長久手市、愛知郡東郷町、日進市、半田市、常滑市、知多市、知多郡一円）に住所を有する方 ②当庫の地区内の事業所に勤務される方 <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当庫の窓口までお問合せください。</p>
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人本人が所有（共有を含む）し、申込人本人またはその家族が居住することを目的とした住宅に関する次のいずれかに該当する資金 <ul style="list-style-type: none"> ①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ②当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローン（借換え前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上2,000万円以内（1万円単位） 但し、他信金取扱分を含めた（一社）しんきん保証基金保証付消費者ローン残高の合計額が3,000万円以内である必要があります。 ・インテリア等購入資金の場合は上記①と合わせて申込で100万円までとします。
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヵ月以上25年以内
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭に表示します。 ・変動金利型およびお借り入れ3年、5年、7年、10年のいずれかの期間、固定金利をお選びいただけます。固定期間終了後は、再度固定選択型にするか変動型にするか選択していただきます。ただし、一旦変動型を選択した場合は完済まで変動型となります。 ・固定金利選択期間中の適用金利は一定です。（利率の変更、変動金利への変更是出来ません。）
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等・元利均等の2種ご返済方法があります。ボーナス併用も可能です。 ・据置期間は6ヵ月以内です。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人…必要ありません。 ・担保…必要ありません。

保証料等	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は融資利率に含みます。 <p>金庫へ支払う手数料</p> <p>固定金利選択手数料 固定金利選択型の場合、固定金利を選択する都度、取扱手数料5,500円が必要となります。（ただし、お借り入れ当初の固定金利の選択については、手数料は不要です。）</p> <p>契約変更事務手数料 5,500円</p> <p>一部または全部を繰上げ返済する場合は、当庫所定の手数料をいただきます。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（8:30～17:30、電話：0120-108760）にお申し出下さい 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫・お客さま相談室」にお尋ねください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当庫の窓口にお問合せください。